

【研究ノート】

里親制度への理解に関する一考察
—保育系短期大学生のアンケートから—

菅原 亜紀¹⁾

A Study on Understanding of Foster Care
System
—Based on the questionnaire results of
junior college students—

by
Aki SUGAHARA

I. はじめに

子どもを取り巻く社会的環境が大きく変化する中で、すべての子どもにより良い成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められている。平成 28 年の児童福祉法改正により、児童が権利の主体であることが明確化された。また、特別養子縁組や里親等を優先し、家庭と同様の環境における養育を推進することも規定された¹⁾。平成 29 年 8 月には、「新しい社会的養育ビジョン」²⁾ が発表され、里親委託率を 3 歳未満は概ね 5 年以内に 75%以上、それ以外の就学前児は、概ね 7 年以内に 75%以上、学童期以降児は、概ね 10 年以内に 50%以上という数値目標が出された。しかし、平成 28 年度末時点の里親等委託率^{注)}は 18.3%にとどまり、日本の社会的養護は施設養護がその多くを占めているのが現状である³⁾。この数値目標を達成するためには、今後多くの里親希望家庭が必要となってくる。

筆者が高校生を対象とした講座において里親制度を紹介した際に、「血が繋がっていない人に育てられるなんて絶対嫌だ。」という感想を生徒からもらった。今後親世代となる若年層が里親制度を理解していくために我々にできることは何だろうか。

本稿では、今後親世代となる短期大学生への里親に関するアンケートから、里親制度への理解について考えていきたい。

受理日 平成 30 年 11 月 30 日

1) 純真短期大学こども学科 助教

II. 里親制度について

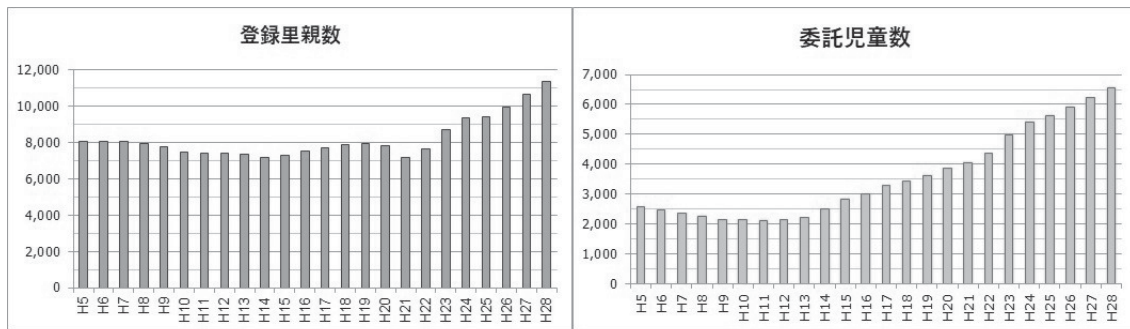
II-1. 里親制度の概要

里親制度とは、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度である¹⁾。

日本における里親制度のはじまりは、1947 年に制定された児童福祉法である。翌 1948 年に『家庭養育運営要綱』⁴⁾ が出され、運営の基本方針が通知された。当時は、里親制度によって戦争孤児や捨て子、浮浪児などが保護され、養護施設などと共に児童保護の一翼を担っていた。その後、登録里親数、委託児童数ともに、昭和 30 年代をピークに減少を続けてきた。近年、児童相談所の児童虐待相談対応件数の増加や、それに伴う児童養護施設等の満床状況などから、国の施策としても里親委託を推進する動きが出始め、登録里親数、委託児童数ともに増加傾向にある。（表 1 参照）

現在、里親には、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の 4 種類がある。（表 2 参照）

【表 1】



* 福祉行政報告例 平成 28 年度末現在

【表 2】

養育里親	要保護児童を18歳まで(必要な場合は20歳まで)、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親
専門里親	①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童②非行等の問題を有する児童③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を自分の家庭に受け入れて育てる里親
養子縁組里親	養子縁組を前提として養育する里親
親族里親	児童の親族であり、児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できない場合に委託される里親

注) 厚生労働省資料を筆者が加筆・修正

II-2. 里親養育の必要性

里親制度は、家庭的な環境の下で子どものアタッチメントを形成し、養護を行うことができる制度として期待されている。しかし、平成 28 年度末の里親等委託率は 18.3%、児童養護施設入所率 73.9%、乳児院入所率 7.8%と全体の 8 割程度は施設養護となっている。平成 18 年度末の里親等委託率は、9.5%であったため、約 2 倍に上昇したものの、諸外国に比べると日本では、施設養護に頼っている状況である⁵⁾。(表 3 参照)

児童養護施設等での施設養育は、職員配置人数や勤務時間の問題から一人ひとりの子どもと深くかかわることが非常に困難であり、アタッチメントの形成という観点から検討すると里親養育は社会的養護における重要な資源と考えられる⁶⁾。職員配置人数は、『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』第 42 条 6「児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあっては、更に一人以上を加えるものとする。」と定められている⁷⁾。子どもたちは、生活の場である施設で 24 時間過ごしている。しかし、施設職員は、二交代制や三交代制で勤務しており、もちろん休日もある。この基準に照らし合わせて職員を配置しているとするならば、実際には、一人の職員が数十人の子どもを抱えている状態だといえる⁸⁾。

J.Bowlby (1979/1981) によると、アタッチメント行動は 1 人あるいは少数の特定の個人に対して向けられ、幼児期のアタッチメントは簡単には放棄されず、いつまでも残っていく⁹⁾。職員の交代が余儀なくされる施設養育と比較すると、家庭の中に受け入れて子どもと共に毎日の生活を営む里親養育は、アタッチメント形成という観点から有効であるといえるだろう。

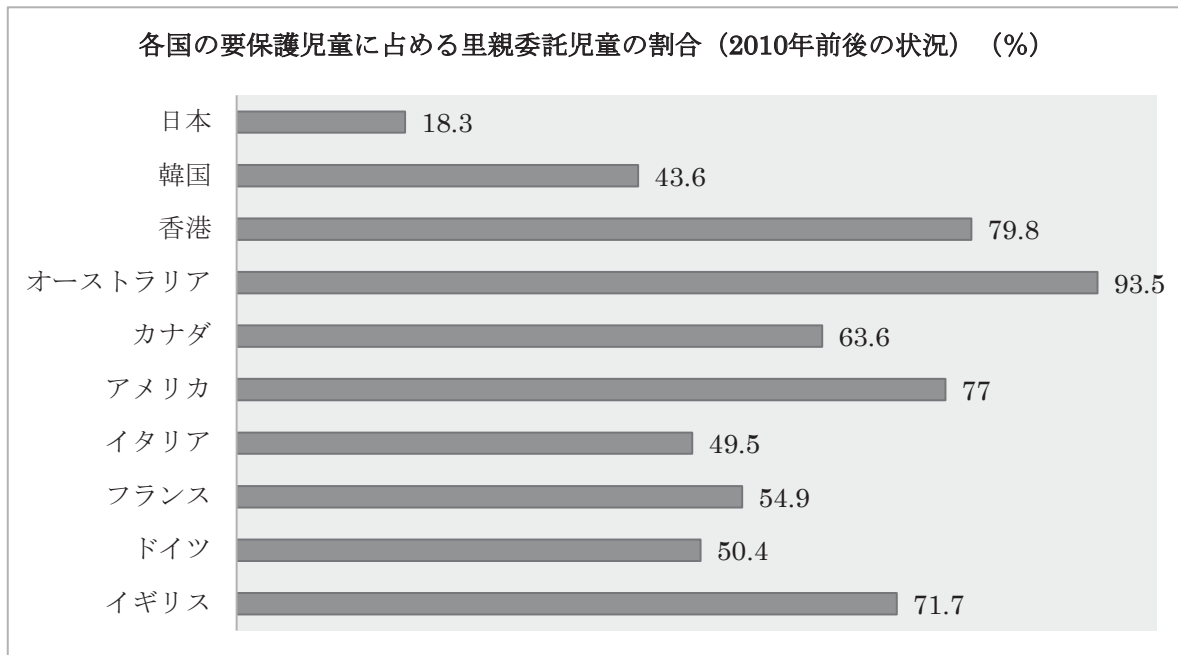
また、家族基盤が脆弱ゆえの児童養護施設等退所者の自立に関する問題も指摘されている¹⁰⁾。生活で困った際の相談や金銭面の援助など頼るべき親がいる者には解消できる問題も、施設養育で育った人の多くが支援を受けられずに抱え込んでいるのである。健全な自立と永続性のある関係性という点においても里親養育は有効であると考えられる。

II-3. 里親制度の普及について

諸外国における里親委託率は、表 3 に示す通り、日本に比べ非常に高い⁵⁾。日本において里親養育が普及していない要因について、古川 (2007) は、施設措置に偏っているため里親委託は例外的な扱いとみなされていることや、児童相談所の多忙さ、他児養育の思想の乏しさなどを挙げている¹¹⁾。また、三輪 (2016) は、里親委託児童が限定・少数化してきたことが主要な要因であるとしている¹²⁾。これらの問題も里親等委託を推進する上で検討すべき重要事項である。

他方、里親委託率を大幅に伸ばしてきた福岡市の取り組みでは、適切なマッチングが最大の里親支援といわれている¹³⁾。子どもに最適な家庭をと考えた場合、様々な条件の里親家庭の中から丁寧に選んでいく必要がある。そのためには、要保護児童の何倍もの里親登録数が必要になってくる。未委託の里親家庭が一定数あることは、子どもに最適な環境を提供するためには当然のことではないだろうか。

【表 3】



※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成 23 年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

*日本の里親委託率 18.3%は、平成 28 年度末

*里親の概念は諸外国によって異なる

*厚生労働省資料を筆者が加筆・修正

Ⅲ. 研究方法

Ⅲ-1. 調査対象および調査時期

対象者は、幼稚園教諭免許および保育士資格の同時取得を目指す短期大学 2 年生 64 名。1 年前期に「児童家庭福祉」、2 年前期に「社会的養護」、2 年後期に「社会的養護内容」を学んでいる学生である。「社会的養護内容」の授業にて「里親制度について」の学びが終了した平成 30 年 10 月にアンケート調査を実施した。

Ⅲ-2. 調査内容

アンケートは、無記名で実施。アンケート項目は以下の通りである。

【表 4】

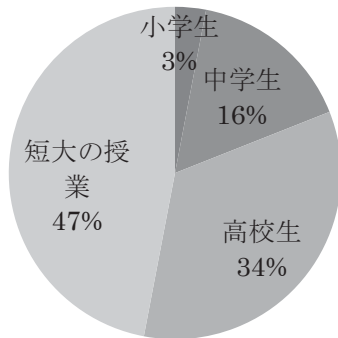
1. あなたが、里親制度を知ったのは、いつですか？（選択回答）
2. 里親制度を初めて知った時にどう思いましたか？（自由記述回答）
3. 今、現在は、里親制度についてどう思っていますか？（自由記述回答）
4. 里親になってみたいと思いますか？（選択回答）

5. 4. の回答の理由は何ですか？（自由記述回答）

IV. 結果

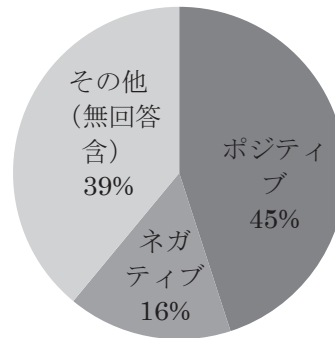
【表 5】

里親制度を知ったのはいつですか？



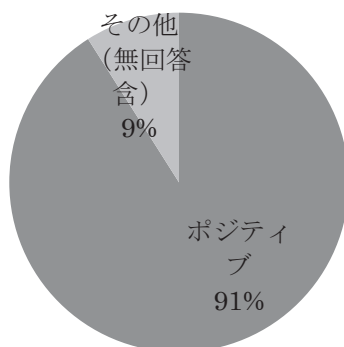
【表 6】

里親制度を知った時にどう思いましたか？



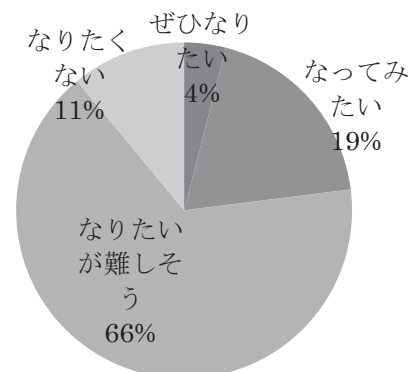
【表 7】

今、現在は里親制度についてどう思っていますか？



【表 8】

里親になってみたいと思いますか？



里親制度を知った時期は、「短大での授業」が最も多く 47%であった。次いで「高校生」34%、「中学生」16%、「小学生」3%であった。この結果から、授業の中で里親制度について取り扱わなければ、約半数が里親制度そのものを知らなかった可能性があるということがわかる。

里親制度を知った時の思いは、「ポジティブ」なものが 45%であった。内容としては、「良い制度」「新しい家族ができるのは素晴らしい」「社会貢献できる」などであった。「ネガティブ」なものは、16%で内容としては、「大変そう」「難しそう」「本当の親子みたいになれるのか」「知らない人が親になるのは不安」「血縁がない子どもを育てられるのか」などであった。「その他（無回答含む）」が 39%で内容としては、「そんな制度があるのか」「知らなかった」などであった。ネガティブな意見として、血縁関係や知らない大人との

関係性への不安が多く見られた。

今、現在は里親制度についてどう思っているのかは、「ポジティブ」なものが 91%と大半を占めていた。内容としては、「良い制度」「自分もやってみたい」「子どもにとって家庭で暮らせるのが一番」「もっと増えてほしい」「なくてはならない制度」などであった。「その他（無回答含む）」は、「無回答」と「簡単になれるわけではないと思った」であった。里親制度に関して詳しく学んだことで、ポジティブな意識の変化が見られた。

里親になってみたいと思いますか？という質問には、「ぜひなりたい」4%、「なってみたい」19%、「なりたいが難しそう」66%、「なりたくない」11%という結果であった。「ぜひなりたい」理由は、「子どもの役に立ちたい」「子どものために」「子どもと密にかかわりたい」というもの。「なってみたい」理由は、「子どものために」「施設で暮らす子どもを減らしたい」「家庭で育てほしい」「大変だろうけどそれ以上の感動がありそう」というものであった。里親になりたい理由は、社会貢献的要素と自己実現的要素とに大きく分けられた。半数以上が回答した「なりたいと思うが難しそう」の理由は、「大変そう」「簡単にはできない」「難しそう」「自分にできるか心配」「試し行動とか対応できるか心配」「登録までが大変そう」「経済的に心配」「周りの理解を得ることができなさそう」などであった。制度自体は良いと思うが、実際に自分が里親になるということには不安を感じるようだ。また、現在の家庭環境などもイメージしながら、難しいと感じている学生もいるようだった。「なりたくない」理由は、「責任が重い」「今は考えられない」などで、拒否的な意見はなく、現時点での思いであると感じた。

V. 考察

里親制度の普及と理解を深めるためには、単に里親制度を知るだけでなく、理解することが必要であることが明らかとなった。はじめて里親制度を知った際には、他児養育への思い込みなどから制度に対するネガティブな意見があったが、授業で詳しく内容を学んだ後には、ポジティブな意見へと変容していた。日本では、まだ里親養育が一般に定着しておらず実際の里親家庭を目にする機会も少ない。そのため、血縁関係や他児養育の難しさなどが想像の中で膨らんでいくのではないだろうか。里親制度の詳細を学び、実際の里親家庭の事例や映像などを観ることで、考えに変化が表れたと考えられる。

一方で、里親制度は良いと思っても、自分がやるのは難しいと感じる学生が多かった。詳しく学んだことで、制度に対する見方はポジティブになったが、今度は「試し行動」や「社会での理解」など、実際に里親になった際に起こりうる問題に目が向くようになっていくことが示唆される。この点については、里親支援、相談機関、レスパイトケアなど、より里親家庭への支援が整備されていくことでハードルは下がっていくのではないかと考える。

VI. 終わりに

「児童福祉法」改正、「新しい社会的養育ビジョン」の発表など目まぐるしく子どもを取り巻く環境が変化している。そのような中で、里親養育も徐々に広がりを見せているが、

まだまだ社会的には制度の理解自体も進んでいるとはいえない。児童相談所の虐待相談対応件数は、平成 29 年度 133,778 件（速報値）と過去最多を更新している。年々、虐待対応件数が増加していく中、要保護児童の数は、45,000 人前後を行き来している状態である⁵⁾。ここには、まだ表に出ていない隠れた要保護児童が相当数いることが予想される。どの子どもたちにも家庭を、家庭と同様の環境を用意するためには、まだまだ里親家庭が必要である。そのために、まずは里親制度を知ってもらうこと。さらに、誤解なく、理解してもらうことが求められる。

今回のアンケートでは、他児養育への思想や里親になるために何がクリアになれば良いのかなど、詳細を検討することができなかった。また、保育系の学生と一般学生との比較など様々な検討も必要である。今後これらも検討して里親制度への理解を深める一助としていきたい。

注)「里親等」は、平成 21 年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で 5～6 人の児童を養育）を含む。

【引用・参考文献】

- 1) 厚生労働省 (2016)『児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 63 号)』, 厚生労働省
- 2) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017)「新しい社会的養育ビジョン」, 厚生労働省
- 3) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 (2018)「里親制度 (資料集)」, 厚生労働省
- 4) 厚生省 (1948)「厚生省発児第 50 号別紙」『家庭養育運営要綱』, ぎょうせい
- 5) 厚生労働省 (2014)「社会的養護の現状について(参考資料)」, 厚生労働省
- 6) 山口敬子 (2007)「要保護児童のアタッチメント形成と里親委託制度」, 福祉社会研究 第 8 号
- 7) 厚生労働省 (1948)『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』, 厚生労働省
- 8) 岡本眞幸 (2000)「児童養護施設職員の職場定着に関わる施設の労働体制上の問題点 -施設最低基準等の政策レベルの問題と個々の施設レベルの問題に着目して-」, 横浜女子短期大学紀要第 15 号
- 9) John Bowlby 著 作田勉 監訳 (1981)「ボウルビー母子関係入門」, 星和書店
- 10) 大村海太 (2014)「児童養護施設退所者の自立に関する一考察」, 駒沢女子短期大学 研究紀要 第 47 号 p.49~60
- 11) 古川隆幸 (2007)「なぜ日本の里親制度は普及しないのか」, 佐賀女子短期大学研究紀要 第 41 集 p.77~88
- 12) 三輪清子 (2016)「なぜ里親委託は伸展しないのか? -里親登録者不足仮説と里親委託児童限定化仮説-」, 社会福祉学 第 56 巻 第 4 号 p.1~13
- 13) 藤林武史 編著 (2017)「児童相談所改革と協働の道のり -子どもの権利を中心とした福岡市モデル-」, 明石書店
- 14) 庄司順一 (2003)「フォスターケア 里親制度と里親養育」, 明石書店
- 15) 特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム (2012)「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書」, セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業, 社会的養護施設等および里親出身者実態調査研究事業
- 16) 木村容子 (2007)「子どもの福祉の視点に立つ里親制度のあり方に関する検討」京都光華女子大学研究紀要 第 45 号 p.329~348